

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年2月28日（平成30年（行個）諮問第32号）

答申日：平成30年6月11日（平成30年度（行個）答申第41号）

事件名：本人からの相談に対する特定会社からの回答書面の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「2014年3月13日付の相談に対する特定会社から金融庁に対する回答」（以下「本件回答書面」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、平成29年1月4日付け金監第3426号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書のとおり利用停止と提供の停止を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書の記載によると、要旨、金融庁は開示請求に対してねつ造・改ざんした情報を開示したことが明白である点等を理由として審査請求に及んだものと解される（詳細は省略）。

なお、審査請求人から、平成30年4月1日付け（同月2日收受）で意見書及び資料が当審査会宛てに提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されており、その内容は記載しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成28年11月30日付け保有個人情報利用停止請求（同年12月1日受付。以下「本件利用停止請求」という。）に関し、処分庁が、法39条2項に基づき、平成29年1月4日付け金監第3426号において本件利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定（原処分）をしたところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件利用停止請求に係る保有個人情報について

(1) 本件利用停止請求は、審査請求人が平成28年8月12日付け金監第

2229号により開示決定を受けた、「2014年3月13日付けの相談に対する特定会社からの金融庁に対する回答」に記載された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について利用停止を求めるものである。

(2) 本件回答書面について

ア 金融庁では、金融サービス等に係る相談・苦情等の申出を金融サービス利用者相談室（以下「相談室」という。）で一元的に受け付け、申出内容やその処理状況等を事績管理簿に記録するとともに、当該申出内容を金融機関の監督事務等で活用するため、相談室から監督部局へ事績管理簿の情報を回付している。回付を受けた監督部局は、必要に応じて、当該申出内容を金融機関の監督事務等で活用するほか、申出者が承諾している場合には、原則として、当該申出内容を申出に係る金融機関へ情報提供している（金融庁公表資料「主要行等向けの総合的な監督指針」II-2-2参照）。

なお、相談室が所管していた政策提言受付窓口「大臣目安箱」に寄せられた提言等についても金融行政の参考とするため担当部局へ回付するほか、大臣目安箱を通じて相談室に寄せられた提言等の内容が個別の金融機関に係る相談・苦情等である場合は相談対応として処理する場合もあり、その際、監督部局としては上記監督指針に則った対応を行うこととなる。

イ 本件対象保有個人情報は、審査請求人から大臣目安箱を経由して相談室に対して寄せられ、相談室から監督局銀行第一課（以下「銀行第一課」という。）へ回付された特定会社に関する相談・苦情等の申出内容であり、銀行第一課は、上記アの監督指針の枠組みに則り、特定会社へ情報提供した。これに対して、同社は、銀行第一課に対して、当該申出内容に係る事実関係や対応方針等を記載した本件回答書面を任意に回答したものである。

2 原処分について

(1) 処分庁は、本件対象保有個人情報の利用停止をしない旨の決定を行った。

(2) 処分庁が上記(1)のとおり決定した理由は概ね次のとおりである。

ア 利用停止請求の要件

法36条に規定されている利用停止請求は、個人情報の適正な取得、利用目的の限定、提供の制限に関する義務の実効性を確保しようとする制度であるところ、その具体的な要件は次の(ア)及び(イ)のとおりである。なお、請求者は利用停止を求める保有個人情報について、あらかじめ開示を受ける必要がある（法36条3項、37条1項2号参照）。

(ア) 下記①ないし③の場合は、保有個人情報の利用の停止又は消去を

請求することができる（法36条1項1号）。

- ① 当該保有個人情報に適法に取得したものではないとき
- ② 特定された利用目的の達成に必要な範囲（法3条2項）を越えて保有されているとき
- ③ 法8条1項及び2項に違反して利用目的以外の利用がされているとき

(イ) 下記④の場合は、保有個人情報の提供の停止を請求することができる（法36条1項2号）。

- ④ 法8条1項及び2項に違反して利用目的以外の提供がされているとき

イ 本件対象保有個人情報については、上記1の(2)に記載のとおり、請求者が「大臣目安箱」に対し申し出た内容を、請求者の承諾に基づき対象先金融機関に情報提供した内容が記録され、請求者からの情報開示請求に基づき開示したものである。

提供先の金融機関から金融庁に対し回答があった請求者の相談内容に対する事実関係や今後の対応方針等も併せて記載されており、当該記録は法14条3号イ及び同条7号柱書きに該当するため、不開示とした。

ウ 法36条1項1号及び2号該当性について

- ①本件対象保有個人情報は、相談室への申出により適法に取得されたものであり、②申出の内容の記録及び金融機関に対する情報提供は、金融機関の業務改善や内部管理態勢の向上を図る等、開示する保有個人情報の利用目的である金融機関の指導・監督を行う上で必要であり、本件対象保有個人情報は利用目的の達成に必要な範囲内で保有され、③同目的のために利用されているといえる。

また、④本件対象保有個人情報は、請求者の承諾に基づき相談対象金融機関に情報提供が行われ、金融庁と相談対象先金融機関以外に当該情報を提供した事実は確認できないことから、法8条1項及び2項に違反して利用目的以外の提供がされているとはいえない。

以上のことから、金融庁が保有する本件対象保有個人情報は、法36条1項1号及び2号には該当しない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、本件利用停止請求のとおり利用の停止と提供の停止をするよう申し立てている。

4 原処分 of 妥当性について

(1) 適法な取得（法36条1項1号）との関係

本件対象保有個人情報は、審査請求人から大臣目安箱を経由して相談室に対して寄せられ、相談室から銀行第一課へ回付された特定会社に関

する相談・苦情等の申出内容であり、銀行第一課は、上記の枠組みの下、同社へ情報提供したところ、同社より、当該申出内容に係る事実関係や対応方針等について任意に回答を得たため、処分庁において保管していたものである。

このような経緯に照らせば、処分庁においては、相談室が審査請求人から上記申出を受け付けた結果として本件対象保有個人情報に適法に取得したものである。

(2) 保有の制限等（法3条2項）との関係

上記(1)のとおり、監督部局は、当該申出内容に係る事実関係や対応方針等に関する金融機関からの任意の回答を当該申出内容とともに金融機関の監督事務等で活用しており、本件対象保有個人情報は、処分庁において、金融機関の業務改善や内部管理態勢の向上等を企図して行われる金融機関の指導・監督の一環として保有し、同監督事務に利用する目的の範囲内で利用しているものである。

したがって、処分庁において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。

(3) 利用及び提供の制限（法8条）との関係

本件対象保有個人情報は、処分庁において、金融機関の業務改善や内部管理態勢の向上等を企図して行われる金融機関の指導・監督の一環として保有し、同監督事務に利用するという利用目的に必要な範囲内で保有しているものであり、当該利用目的以外の目的で利用又は提供されている事実は確認できない。

したがって、処分庁において、本件対象保有個人情報を法8条1項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用、提供しているとは認められず、同条2項の規定に違反するものとも認められない。

(4) 審査請求人の主張

審査請求人は、本件対象保有個人情報は、処分庁によりねつ造・改ざんされたものであるから、その取得・保有・利用・提供は違法であるなどと主張するが、審査請求人から、処分庁が本件対象保有個人情報をねつ造・改ざんしたことを裏付けるに足る客観的な根拠等も示されておらず、本件対象保有個人情報について、法38条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

また、審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも法38条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

5 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月2日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年5月24日 審議
- ⑤ 同年6月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件回答書面に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の利用の停止及び提供の停止（以下、併せて「利用停止」という。）を求めるものである。

処分庁は、本件利用停止請求について、利用不停止とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書のとおり利用停止を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、以下、法36条1項1号の規定する各要件に則して検討する。

3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 適法な取得（法36条1項1号）との関係

ア 本件対象保有個人情報の取得の経緯について、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 本件回答書面は、審査請求人から大臣目安箱を経由して相談室に

対して、特定会社に関する相談・苦情が寄せられ、相談室が銀行第一課に対して当該申出内容を回付し、銀行第一課が同社へ情報提供したところ、同社より、当該申出内容に係る事実関係や対応方針等について任意に回答を得たため、金融庁において、保管していたものである。

(イ) 金融庁の所掌事務には、金融機関に対する検査・監督が含まれ、本件対象保有個人情報、その範囲内で取得されたと認められることを踏まえると、上記のとおり、審査請求人からの申出を受け付けた結果として適法に取得したものと認められる。

イ 当審査会において、諮問書に添付された本件回答書面の内容を確認したところ、本件回答書面の「銀行名」、「支店名」、「受付日」、「氏名」及び「○申出の概要」欄に記録された内容は、諮問庁の上記ア（ア）の説明のとおりであると認められ、本件回答書面に記録された情報は審査請求人から相談・苦情を受けた結果として適法に取得したものである旨の諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められないから、本件対象保有個人情報は、金融庁において適法に取得されたものと認められる。

(2) 保有の制限等（法3条2項）との関係

ア 法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定しているところ、本件対象保有個人情報の利用目的及び保有の状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 本件回答書面は、当該申出内容に係る事実関係や対応方針等に関する金融機関からの任意の回答を当該申出内容とともに金融機関の監督事務等で活用するため、保有しているものである。

(イ) 本件対象保有個人情報は、金融機関の業務改善や内部管理態勢の向上等を企図して行われる金融機関の指導・監督事務に活用するとの利用目的の達成に必要な範囲で保有しており、利用目的以外の目的で利用又は提供している事実もない。

イ 上記（1）イのとおり、本件対象保有個人情報は、金融庁において適法に取得されたものであり、「主要行等向けの総合的な監督指針」に基づく金融機関の指導・監督事務に活用するとの利用目的の達成に必要な範囲内でのみ保有している旨の諮問庁の上記アの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、金融庁において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。

(3) 利用及び提供の制限（法8条）との関係

ア 法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。（各号略）」としている。

イ 本件対象保有個人情報の利用及び提供の状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、金融機関の指導・監督事務に利用するという利用目的以外の目的のために利用又は提供した事実は確認できないとのことであった。

ウ 上記（1）イのとおり、本件対象保有個人情報は、金融庁において適法に取得されたものであり、金融機関の指導・監督事務に利用するという利用目的以外の目的のために本件対象保有個人情報を利用又は提供した事実はないという諮問庁の上記イの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められないことから、金融庁において、本件対象保有個人情報について法8条1項及び2項に違反して利用目的以外の目的のために利用、提供しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子